

各国の輸入規制(証明書関係)

平成27年7月16日現在

① 対象品目に対する証明書発行

国、地域	対象品目	日付証明書	放射性物質検査証明書	産地証明書	輸入停止
EU等 (※)	すべての食品(加工品含)・飼料	平成23年3月11日より前に生産、加工したこと	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県で産出されたすべての食品及び飼料(酒類を除く) ・青森、山梨、新潟、静岡で産出されたきのこ類 ・秋田、山形、長野で産出されたきのこ類及び一部の山菜類 ・岩手、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉で産出されたきのこ類、水産物及び一部の山菜類並びに穀物 ・上記の原料産地の品目又はそれらを50%以上含有する食品及び飼料 基準：EU規則322/2014 <セシウム134, 137の合計> 乳幼児食品：50以下 飲料水：10以下 牛乳・乳製品：50以下 その他の食品：100以下	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県で産出されたすべての食品及び飼料以外であること ・青森、山梨、新潟、静岡で産出されたきのこ類以外であること ・秋田、山形、長野で産出されたきのこ類及び一部の山菜類以外であること ・岩手、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉で産出されたきのこ類、水産物及び一部の山菜類並びに穀物以外であること 	—
シンガポール	左記それぞれの証明欄参照	—	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城、栃木、群馬で産出された林産物、水産物 基準：不検出(ND)であること	<ul style="list-style-type: none"> ・福島(輸入停止の市町村以外)で産出された米、食肉、牛乳・乳製品、卵、野菜・果物とその加工品、緑茶及びその製品(市町村ごとの産地証明) ・茨城、栃木、群馬で産出された食肉、牛乳・乳製品、卵、野菜・果物とその加工品、緑茶及びその製品(県ごとの産地証明) ・その他の都道府県で産出された食肉、牛乳・乳製品、卵、野菜・果物とその加工品、緑茶及びその製品、水産物(都道府県ごとの産地証明) 	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県で産出された林産物、水産物 ・福島県の南相馬市、川俣町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村で産出された全食品及び農産物

(※)・・・EU及びEFTA(ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、アイスランド)

国、地域	対象品目	日付証明書	放射性物質検査証明書	産地証明書	輸入停止
韓国 ※水産物については、「韓国による日本産水産物の輸入規制強化について」(水産庁HP)を参照願います。	すべての食品(加工品含)	平成23年3月11日より前に生産、加工したこと	【13都県産の水産物以外の食品及び16都道県産の水産物の場合】 (福島、岩手、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、、神奈川、長野、静岡の輸入停止品目を除く) 基準:韓国食品医薬品安全庁、農林水産食品部 ・ヨウ素131→100以下(乳幼児食品、乳及び乳加工品)、300以下(その他食品)等 ・セシウム134,137→計 10以下(飲料水)、計 50以下(牛乳、乳児用食品)、計100以下(一般食品)等	【13都県産以外の食品の場合(水産物以外)】(青森、岩手、山梨の一部の輸入停止品目を除く) 福島、群馬、茨城、栃木、宮城、山形、新潟、長野、埼玉、神奈川、千葉、東京、静岡以外であること 【16都道県産以外の水産物】 北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、東京、神奈川、愛知、三重、愛媛、熊本、鹿児島以外であること	出荷制限された対象都県と品目
タイ	野生動物肉(イノシシ、ヤマドリ及びシカ)	平成23年3月11日より前に生産、加工したこと	【3県産の場合】 基準:タイ保健省 ・ヨウ素131 : 100以下(すべての食品) ・セシウム134,137 : 計500以下(すべての食品) ※検査報告書で輸入可	【3県産以外の場合】 福島、群馬、宮城以外であること	—
ブラジル	福島県のすべての食品(加工品含)	平成23年3月11日より前に福島県で生産、加工したこと	【福島県産の場合】 基準: Codexに準拠 ・セシウム134,137→計1000以下(すべての食品)	—	—
仏領ポリネシア	すべての食品(加工品含)・飼料	平成23年3月11日より前に生産、加工したこと	【12都県産の場合】 基準: アレテNo.579CM ・ヨウ素131→150以下(乳幼児食品)、500以下(乳及び乳加工品)、2000以下(その他食品)等 ・セシウム134,137→計 400以下(乳幼児食品)、計1,000以下(乳及び乳加工品)、計1,250以下(その他食品)等	【12都県産以外の場合】 福島、茨城、栃木、群馬、宮城、長野、山梨、埼玉、東京、千葉、神奈川、静岡以外であること	—

国、地域	対象品目	日付証明書	放射性物質検査証明書	産地証明書	輸入停止
レバノン	すべての食品(加工品含)・飼料・殺虫剤・肥料	—	【日本の出荷制限品目・区域以外の場合】 基準:レバノン農業省 ・ヨウ素131:設定なし ・セシウム134,137→計15以下(乳幼児食品)、計50以下(乳幼児用以外の乳及び乳加工品)、計150以下(その他食品)等 ※検査報告書で輸入可	—	福島、茨城、栃木、群馬、千葉、神奈川の出荷制限品目
中国	すべての食品(加工品含)・飼料	—	【10都県産以外の野菜及びその製品、乳及びその製品、茶葉及びその製品、果物及びその製品、薬用植物産品の場合】 <協議中>	【10都県産以外の場合】 福島、栃木、群馬、茨城、千葉、宮城、新潟、長野、埼玉、東京以外であること(但し、放射性物質の検査証明が必要な食品を除く)	10都県産の全ての食品
モロッコ	すべての食品(加工品含)・飼料	平成23年3月11日より前に生産、加工したこと	【13都県産の場合】 基準:EU規則297/2011 ・ヨウ素131→100以下(乳幼児食品)、300以下(乳及び乳加工品)、2000以下(その他食品)等 ・セシウム134,137→計200以下(乳幼児食品、乳及び乳加工品)、計500以下(その他食品)等	【13都県産以外の場合】 福島、群馬、茨城、栃木、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉、神奈川以外であること	—
香港	食肉・家禽卵、水産物	—	【5県(福島、茨城、栃木、群馬、千葉)産の場合】 基準:Codexに準拠 ヨウ素131:100以下(すべての食品) セシウム134,137:計1000以下(すべての食品)	—	5県の野菜・果実、牛乳、乳飲料、粉ミルク
エジプト	すべての食品(加工品含)・飼料	—	【11都県産の場合】 基準:エジプト原子力エネルギー庁 セシウム134,137→計50以下(乳幼児食品、牛乳・乳製品)、計10以下(飲料水)等、計100以下(その他の食品)等	【11都県産以外の場合】 福島、群馬、茨城、栃木、宮城、山梨、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡以外であること	—

国、地域	対象品目	日付証明書	放射性物質検査証明書	産地証明書	輸入停止
アラブ首長国連邦	すべての食品(加工品含)、飼料	平成23年3月11日より前に生産、加工したこと	<p>【15都県産の場合】</p> <p>基準:アラブ首長国連邦環境・水資源省 ・ヨウ素131 : 100以下(すべての食品) ・セシウム134,137 : 計1000Bq/kg以下(すべての食品)</p> <p>※検査報告書で輸入可</p>	<p>【15都県産以外の場合】</p> <p>青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野及び静岡以外であること</p>	—
ブルネイ	食肉、牛乳・乳製品、野菜・果物(生鮮、加工)、いも類、緑茶製品、水産物、海藻	—	<p>・福島県産の野菜・果物(生鮮・加工)、いも類、海藻、緑茶製品</p> <p>基準: Codexに準拠 ・セシウム134,137 : 計1000Bq/kg以下(すべての食品)</p>	<p>・福島県産の食肉、牛乳・乳製品、野菜・果物(生鮮、加工)、いも類、緑茶製品、水産物、海藻以外の品目</p> <p>・福島県産以外のすべての食品</p>	福島県産の食肉、水産物、牛乳・乳製品
マカオ	野菜、果物、乳製品、食肉・食肉加工品、卵、水産物・水産加工品	—	<p>・9都県(宮城、栃木、茨城、群馬、埼玉、東京、千葉、長野、新潟)の食肉・食肉加工品、卵、水産物・水産加工品</p> <p>・2県(山形、山梨)の野菜、果物、乳製品、食肉・食肉加工品、卵、水産物・水産加工品</p> <p>基準: Codexに準拠 ・ヨウ素131 : 100以下(すべての食品) ・セシウム134,137 : 計1000以下(すべての食品)</p> <p>※検査報告書で輸入可</p>	—	<p>・福島県の野菜、果物、乳製品、食肉・食肉加工品、卵、水産物・水産物加工品</p> <p>・9都県の野菜、果物、乳製品</p>

国、地域	対象品目	日付証明書	放射性物質検査証明書	産地証明書	輸入停止
ロシア	すべての食品	平成23年3月11日 より前に生産、 加工したこと	<p>【6都県産の全ての食品の場合】 福島、茨城、栃木、群馬、千葉、東京の全ての食品 ※放射性物質検査報告書の検査結果は、不検出の場合「Not Detected」と記載すること。</p> <p>基準：セシウム137放射性核種許容レベル・セシウム137→40以下(乳幼児食品、パン)、60以下(小麦粉、フレーク等)、80以下(野菜、根菜類)、100以下(乳及び乳製品)、130以下(魚・魚製品)、160以下(野生ベリー類とその製品)、200以下(肉とその製品)、260以下(乾魚、干魚)、300以下(コンデンスミルク等、野生動物肉)、500以下(粉乳、生きのこ)等</p> <p>【青森県に所在する施設からの水産品及び水産加工品の場合】 放射性物質検査証明書(セシウム134,137及びストロンチウム90)及び動物衛生証明書 (ただし、証明書の証明内容等については、現在、ロシア政府に確認中。)</p>	—	7県(福島、岩手、宮城、山形、茨城、千葉、新潟)に所在する施設からの水産品及び水産加工品
サウジアラビア	すべての食品・飼料	平成23年3月11日 より前に生産、 加工したこと	<p>【12都県産の場合】 宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、山梨及び長野のすべての食品・飼料は、政府作成の放射性物質検査証明書。 12都県以外のすべての食品・飼料は、放射性物質検査結果報告書。 基準：サウジアラビア食品医薬品庁<セシウム134, 137の合計> 飲料水：10以下 牛乳及び乳製品：30以下 乳児用食品：30以下 その他の食品：75以下 動物飼料：75以下</p>		

② 輸出事業者に対する輸出事業者証明書発行

国、地域	対象事業者	規制内容	輸出相手国の基準
バーレーン	過去に放射性物質検査結果報告書を提出し、バーレーン向けに食品を輸出した実績のある輸出業者	日本政府が発行する過去のバーレーン向けの輸出実績に関する輸出事業者証明書の写しで輸出可(放射性物質検査結果報告書は不要) ※輸出事業者証明書の有効期間は1年間	<p>基準:バーレーンが定める食品中の放射性物質最大許容値(Bq/kg,L)</p> <p><セシウム134, 137の合計></p> <p>全ての食品:1,000</p> <p>飲料水:10</p> <p><ヨウ素131></p> <p>全ての食品:100</p> <p>飲料水:10</p> <p>注1:乾燥食品の場合、放射性物質の濃度は水戻し後の測定値により判定するものとします。</p> <p>注2:バーレーン保健省令No22/2005(2005年6月21日公布)で食品はコーデックス基準(CODEX STAN 193-1995)、飲料水はGCC基準を採用していることを規定。</p> <p>注3:放射性物質検査の結果が、日本の基準値を上回っている場合は、輸出することはできない。</p>
	上記以外の者	指定検査機関が発行する放射性物質検査結果報告書の添付が必要	
オマーン	過去に放射性物質検査結果報告書を提出し、オマーン向けに食品を輸出した実績のある輸出業者	日本政府が発行する過去のオマーン向けの輸出実績に関する輸出事業者証明書の写しで輸出可(放射性物質検査結果報告書は不要) ※輸出事業者証明書の有効期間は1年間	<p>基準:オマーンが定める食品中の放射性物質最大許容値(Bq/kg,L)</p> <p><セシウム134, 137の合計></p> <p>全ての食品:1,000</p> <p><ヨウ素131></p> <p>全ての食品:100</p> <p>注1:オマーン商工省令28/2011(2011年3月27日公布)で食品はコーデックス基準(CODEX STAN 193-1995)を採用していることを規定。</p> <p>注2:放射性物質検査の結果が、日本の基準値を上回っている場合は、輸出することはできない。</p>
	上記以外の者	在京オマーン大使館等が領事認証した指定検査機関が発行する放射性物質検査結果報告書の添付が必要	